

令和4年度税制改正～その1～

Q：令和4年度税制改正について、中小企業関係税制を中心に主な改正点を教えてください。

A：企業の賃上げを支援

1. 賃上げ税制の延長・拡充

(1) 改正の概要：給与等支給増加額に対する税額控除率を最大40%（現行：最大25%）に上げます。

		改正前	改正後
要件		雇用人給与等支給額が対前年1.5%以上増加（変更なし）	
		基本控除率分：雇用人給与等支給増加額×15%（変更なし）	
控除率分	上乗控除率	下記①及び②の要件を満たす場合 ①雇用人給与等支給額が対前年2.5%以上増加 ②下記a・bのいずれか a. 教育訓練費が対前年10%以上増加 b. 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定 + 経営力向上の証明	雇用人給与等支給額が対前年2.5%以上増加の場合 15% 教育訓練費が対前年10%以上増加の場合 10%
	控除率	10%	最大40%（基本分15% + 上乗分10～25%）
	分	控除上限額：法人税額の20%（変更なし）	

(2) 適用時期：2022年4月1日～2024年3月31日の間の開始事業年度から。

2. 電子取引データの保存制度（2022年1月施行）

電子取引の証憑については、改正前の書面出力保存が廃止され、電子保存に一本化される予定でしたが、企業側の準備（電子保存要件を充足するためのシステム導入等）が間に合わないことに配慮して、2023年12月までの猶予措置が整備されました。

		2022年1月1日～	2024年1月1日～
当初予定		変更後	
一定要件を満たす電子データ保存	原則：一定要件を満たす電子データ保存 猶予措置：やむを得ない場合は書面出力保存可		一定要件を満たす電子データ保存

3. インボイス制度の登録手続の見直し

2023年10月のインボイス制度（適格請求書等保存方式）開始後6年間は、免税事業者も課税期間の途中からでも適格請求書発行事業者登録が可能になります。

4. その他の改正項目

(1) 交際費等の損金不算入制度：飲食費×50%と定額控除限度額800万円との選択適用制度の適用期限を2年延長します（2024年3月31日開始事業年度まで）。

(2) 30万円未満の少額減価償却資産の損金算入特例：対象資産から貸付用を除外し、適用期限を2年延長します（2024年3月31日取得分まで）。

(3) 子会社等からの配当に係る源泉徴収の見直し：2023年10月以後は源泉徴収不要となります。

注：本年度税制改正法案は、出稿時点で参議院審議中。

令和4年3月
税理士法人石井会計